

生活の心得（生徒指導に関する事項）

1 諸届・許可願・証明書申請について

1 諸届・報告

(1) 欠席届など

あらかじめわかっている、欠席・遅刻・欠課・忌引などは、前日までに本人または保護者から担任に届け出てください。また、当日の場合は、保護者から8：15分までにBLENDまたは電話で連絡してください。

(2) 遅刻届

登校時に遅刻した場合（一日単位の遅刻の場合）には、北館2階の職員室前の「遅刻届用紙」（クラスごとに綴じられたもの）に記入し、年次または生徒指導・生徒会指導部の職員の認印を得た上で当該の授業担当の先生に届け出てください。

(3) 早退届

傷病により学校を早退する場合には、保健室で「保健指導カード」をもらい、担任（いない場合は年次職員）にサインをもらってください。それ以外の早退の場合には、本人または保護者から直接担任に届け出てください。

(4) 学校伝染病届

法定の学校伝染病（感染症）に罹患した場合には、出席停止措置（欠席にはなりません）がとられますので、担任に連絡の上、所定の「学校感染症届」を提出してください。用紙は保健室で受け取れるほかホームページからもダウンロードできます。

(5) 海外旅行届

長期休業中に、海外旅行をする場合には担任に申し出た上で、所定の「海外旅行届」に記入して生徒指導・生徒会指導部に届け出てください。学校へ出席すべき日の場合には、行事の要項などを添付してください。

(6) 紛失・盗難・拾得届

学校内において、私物等に関する、紛失・盗難・拾得があった場合には、担任に申し出た上で、所定の用紙に記入して、生徒指導・生徒会指導部に届け出て下さい。学校外の場合でも、身分証明カード（IDカード）・通学登録した自転車・同バイクの紛失・盗難等については同様に届け出てください。身分証明カードについてはくれぐれも紛失することのないよう、慎重な管理のもとで携帯・使用してください。再発行には手数料がかかります。

(7) 通学用自転車登録

所定の「自転車通学者登録票」を提出して、自転車ステッカー（150円）を購入して、通学用自転車の後部泥よけ等の見やすいところに貼付してください。

(8) その他生徒指導に関する諸届（報告）

交通事故・交通違反・事件・校内器物破損・負傷などが起こった場合には、直ちに担任または近くの本校職員に連絡し、生徒指導・生徒会指導部に届け出てください。

(9) 部活動下校時刻延長届

部活動のため下校時刻（午後5時）を延長する場合には、月毎に部顧問の先生を通して生徒会指導・生徒会指導部に届け出てください。

2 許可願

(1) 外出許可願

登校後の外出は原則として禁止となっています。特別な理由がある場合には、外出許可願を担任に提出して許可を得てください。

(2) 異装許可願

特別な理由でやむを得ず制服以外の衣服を着用する場合には、担任に申し出た上で生徒指導・生徒会指導部の許可を得てください。

(3) アルバイト許可願

アルバイトは原則として禁止となっています。特別な理由がある場合には、担任に申し出た上で、

「アルバイト許可願」を生徒指導・生徒会指導部に提出し、校長の許可を得てください。

(4) 原付免許取得許可願・バイク通学許可願

原動機付自転車の運転免許の取得は、通学用に限って一定の条件のもとで許可されます。年間3回（6月・11月・1月）開催されている説明会に参加し、所定の手続きをして許可を得てください。

また、免許取得者は、所定の手続きをして必ずバイク通学許可を得てください。

(5) 掲示許可願

校内へポスター等を掲示する場合には、生徒指導・生徒会指導部の許可を得てください。

(6) ホームルーム活動に関する許可願

「休日校内活動願」「校外活動許可願」など、ホームルーム活動については、所定の許可願を担当が作成し、生徒指導・生徒会指導部へ提出して許可を得てください。宿泊をともなう場合には、活動計画書と保護者承諾書を添えて校長の許可を得てください。

(7) 部活動に関する許可願

「休日校内活動願」「校外活動許可願」など、部活動については、所定の許可願を部活動顧問が作成し、生徒指導・生徒会指導部へ提出して許可を得てください。宿泊をともなう場合には、活動計画書と保護者承諾書を添えて校長の許可を得てください。

3 証明書

(1) 「在学証明書」「通学証明書」

北館1階の事務室に交付申請書があるので、必要事項を記入して申請してください。

(2) 「JR学割運賃申請書」

北館1階の事務室に交付申請書があるので、必要事項を記入して、生徒指導・生徒会指導部の認印を得た上で申請してください。

2 服装頭髪規程について

服装はその人をあらわす。

服装・身だしなみは、西高生として誇りを持って、清潔かつ気品のあるものに。

1 制服に関する時期（更衣及び更衣調整期間等）

気候や設備等の環境及び健康状態を考慮して、制服の組み合わせバリエーションを多様かつ弾力的に認めることとし、夏服および冬服を各自で適切に判断して正しく着用する。ただし、式典等において、服装を指定する場合がある。

2 制服

制服はすべて本校指定のものを着用する。（男子の学生服については、標準学生服とする）

(1) 男子

[冬服]

標準学生服上下、ネジ式校章バッジ(左襟に装着)、校章ボタン、長袖ワイシャツ
必要に応じて、セーター

[夏服]

ワイシャツ(長袖・半袖)又はポロシャツ、学生ズボン、必要に応じて、ニットベスト

[男子制服着用の留意点]

- (ア) 上着のボタン、バッジは正しく装着すること
- (イ) セーター、ニットベストの着用については次のとおりとする
 - ・上着内のセーター、ベスト等が裾や袖口からはみ出さないこと
- (ウ) 学生ズボンはベルトをして、正しい位置ではくこと
- (エ) ワイシャツのボタンダウンの襟ボタンは正しくかけ、裾はズボンの外に出さないこと

(2) 女子

[冬服]

ブレザー、長袖ブラウス、布ベスト又はセーター、下：スカート又はスラックス
ピン式校章バッジ(左襟バッジホールに装着)、ネクタイ又はリボン

[夏服]

ブラウス(長袖・半袖)、布ベスト又はニットベスト、下：スカート又はスラックスもしくはポロシャツ、スカート又はスラックス

[女子制服着用の留意点]

- (ア) 上着のボタン、バッジは正しく装着すること
- (イ) セーター、ニットベストの着用については次のとおりとする
 - ・上着内のセーター、ベスト等が裾や袖口からはみ出さないこと
 - ・セーター、ニットベスト着用時には、布ベストを着用しない。
- (ウ) スカート丈は短くとも膝頭の上部が隠れる程度とし、ベルトやサスペンダー等は使用しないこと
- (エ) ネクタイ、リボンをつける場合は、ブラウスの第1ボタンを必ずかけること
- (オ) ソックスは、紺色又は黒色又は白色とし、色柄や織り柄、飾り等のないものとする
- (カ) ストッキング又はタイツ等については、黒色又は肌色とし、色柄や織り柄、飾り等のないものとする

3 その他の身だしなみ

(1) 頭髪については次のとおりとする

- (ア) 甲府西高校の生徒らしい清潔な髪型とする
- (イ) パーマネント、染色、脱色等は禁止する
- (ウ) 女子の髪留めのリボン又はゴム等については、華美でない高校生らしいものとする

(2) 靴について次のとおりとする

- (ア) 通学用の靴は、華美でない短靴、スニーカー又はスポーツシューズとする
- (イ) 校舎内では学校指定の上履き、体育館内では学校指定の体育館履きとする

(3) 防寒用のオーバーコート、ジャンパー類については冬期に着用を認めるが、教室内では着用しないこと。

3 通学について

近年、登下校時の交通事故がたいへん多くなっています。どのような場合でも、交通法規を守るとともに、常に交通マナーに配慮し、他者への思いやりと安全を最優先にすることを心がけてください。

1 自転車通学

(1) 通学用自転車の登録

所定の「自転車通学者登録票」を提出して、自転車ステッカー(150円)を購入して、通学用自転車の後部泥よけ等の見やすいところに貼付してください。なお、入学時に新規登録をする場合は、記名したヘルメットと雨ガッパを持参し、確認を受けることが条件となっています。

(2) 駐輪場の指定

登校後、自転車は駐輪場の年次やクラス毎に指定された場所に置き、必ず施錠してください。

(3) 交通法規の遵守

自転車も「軽車両」として道路交通法上の取締の対象となりますので、法規は必ず遵守してください。特に、道路交通法が改正され、すべての自転車運転者にヘルメットを着用することが努力義務化されました。これを受けて県教育委員会では、全ての県立高校で自転車ヘルメットの着用を義務化しています。必ずヘルメットを着用してください。

自転車は左側走行と車道走行を原則とし、並列走行・夜間無灯火運転・イヤホン装着やスマートフォン操作運転・二人乗り・傘差し運転などの禁止事項は絶対しないようにしてください。また、雨天時は必ず雨ガッパを着用してください。万が一、交通事故や取締指導を受けた場合には、直ちに担任及び生

徒指導・生徒会指導部に報告してください。

(4) 自転車保険への加入

自損や被害者としての補償を必要とする場合のほか、加害賠償責任を問われるケースも発生していますので、いずれかの自転車保険に加入してください。

「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が令和2年4月1日から施行され、令和2年10月1日より自転車損害賠償責任保険への加入が義務化されることとなりました。

2 バイク通学

(1) 原付免許取得許可

本校では、次の場合、原付免許取得が許可されます。

① 自宅が本校から直線距離5km以遠で、バイク通学を希望する場合。

※ さらに、遠距離通学(学校からの通学距離が15kmを超える)場合は自宅から最寄りの駅(東はJR石和温泉駅以遠、西はJR韮崎駅以遠、南はJR市川大門駅以遠)まで5kmを基準とする

② その他正当な理由で免許取得が必要と認められた場合。

これらの免許取得のための条件が認められた生徒は、年間3回(6月・11月・1月)開催される原付免許取得希望者説明会に参加し、「原付免許取得許可願」を提出して校長の許可を得てください。免許取得のための受験は、夏・冬・春の長期休業中のみとし、学校へ出席しなければならない日に学校を欠席して受験することはできません。詳細は、それぞれ説明会で案内します。

(2) バイク通学許可

長期休業中に原付免許の取得ができた生徒は「原付バイク通学許可願」を提出し、年間3回(8月・11月・4月)開催されるバイク通学許可式に保護者同伴で出席した後にバイク通学ができるようになります。許可された生徒はバイクステッカー(2枚300円)をバイク後部とヘルメットに貼付してください。

(3) 駐輪場の指定

通学用バイクは、指定された駐輪場に置き、必ず施錠及びハンドルロックをしてください。

(4) 任意保険への加入

本校では、バイク通学には、自賠責保険のほか任意保険への加入を義務づけています。

(5) 交通法規の遵守

交通法規を遵守するとともに、交通マナーの向上に努めてください。万が一、交通事故や交通違反を起こした場合には、直ちに担任及び生徒指導・生徒会指導部に報告してください。

(6) バイク通学許可の停止・取消

交通事故・交通違反を起こした場合には、バイク通学許可を停止または取消にする場合があります。

(7) 交通安全指導

本校では、原付免許取得者(バイク通学許可者)に対して、交通安全教育に参加することを義務づけています。交通安全教育の具体的な内容は、免許取得や通学許可の際に説明します。

3 普通自動二輪車免許・普通自動車免許等の取得

本校では、生徒の普通自動二輪車免許及び普通自動車免許等の取得を認めていません。ただし、就職や自動車関係への進学のため免許を必要とする場合は、就職・進学先の申し出により卒業年度の冬季休業以降に免許取得を許可しますので、担任に申し出て生徒指導・環境部の所定の手続きをしてください。

4 更衣ロッカー室の使用について

1 更衣ロッカー室の使用

本校では、南館・北館のそれぞれ1階に、男女別の更衣ロッカー室を設置しています。更衣ロッカー室の使用については以下の各ルールを必ず守ってください。

(1) 更衣ロッカー室は、更衣とロッカー利用目的のみとし、これ以外の目的で立ち入らない。

(2) 危険物など学校生活に不必要なものは持ち込まない。

- (3) 更衣ロッカー室内での飲食は禁止する。
- (4) 私物は必ずロッカー内に収納し、施錠すること。
- (5) 更衣ロッカー室内で私物をロッカー外に放置した場合は、処分する場合がある。
- (6) 長期休業中及び土日は使用できない。

2 個人ロッカーの貸与

本校では更衣ロッカー室内に、生徒一人に1台ずつ個人ロッカーを貸与しています。以下のルールを守って、破損等することのないように大切に使用してください。

- (1) 指定されたロッカーの貸与にともなって配付される鍵を、各自が責任もって管理する。
- (2) それぞれのロッカーのスペアキーは、担任が一括保管する。
- (3) 貸与された鍵を紛失した場合には、直ちに担任に報告するとともに所定の様式で合鍵を作成し、費用は紛失した生徒が負担する。
- (4) ロッカーや更衣ロッカー室の設備等を破損した場合には、直ちに担任に報告するとともに、修繕にかかった費用は破損した生徒が負担する。
- (5) ロッカー及び鍵は、年度末及び卒業時に、貸与前の状態で返還しなければならない。